



えびの市公告第 53 号

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及びえびの市財務規則（昭和 47 年えびの市規則第 2 号）第 118 条に基づき、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 8 日

えびの市長 中山 義彦



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 えびの市議会タブレット端末等貸借業務
- (2) 業務内容 別紙「えびの市議会タブレット端末等貸借業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 12 年 2 月 28 日まで
- (4) 入札回数 3 回

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定の規定に該当しないこと。
- (2) 仕様書に定める要件を満たす本件入札に係る業務を履行期間において確実に履行できること。
- (3) 平成 30 年度以降において、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と本件入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を 1 回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。
- (4) 公告の日から開札の日までにおいて、えびの市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) えびの市暴力団排除条例（平成 23 年えびの市条例第 15 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (6) 開札の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われた者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。

- (7) 不具合発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (8) 宮崎県内に本店又は支店があること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書等の様式及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL <https://www.city.ebino/lg.jp/>

4 入札参加資格審査手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、「令和7年度えびの市入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）」に登録されている者については、申請書類のうち、ウからクまでの書類の提出を要しない。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 業務実績調書及びこれを証明する契約書の写し又は取引証明書

ウ 登記事項証明書

エ 印鑑登録証明書

オ 納税証明書（国税及び県税 写し可）

カ 納税証明書（市税）【法人市民税・固定資産税・軽自動車税】

※えびの市内に事業所を有している場合のみ提出。

キ 使用印鑑届

ク 委任状（支店等に入札を委任される場合）

なお、ア、イ、キ、クは指定様式、ウからカまでは官公署等発行のものとする。

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。
- (3) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により、郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、受付期間内の郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

ウ 申請書類を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 えびの市議会事務局

電話 0984-35-3718（直通）

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 令和7年12月9日から12月25日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 受付場所 えびの市議会事務局

えびの市大字栗下1292番地（えびの市役所本庁3階）

6 入札参加資格審査の結果通知

令和7年12月26日（金）までに電子メールにより通知する。

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、電子メールにより行うこととし、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 令和7年12月8日（月）から12月15日（月）午後5時まで

イ 問合せ先 えびの市議会事務局

電子メールアドレス gikai@city.ebino.lg.jp

電話 0984-35-3718（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、令和7年12月18日（木）午後5時までに電子メールにより通知するとともに、えびの市公式ホームページにおいて掲載する。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けていないもの

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けていないもの

9 契約条項を示す場所

えびの市議会事務局

えびの市大字栗下1292番地（えびの市役所本庁3階）

10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年1月13日(火) 午前11時00分
- (2) 場 所 えびの市議会事務局 第4委員会室(えびの市役所本庁3階)

11 入札の方法等

- (1) 入札方式は紙入札とする。
- (2) 入札金額は、賃貸借料の月額を見積もるものとする。
- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書に記載する金額の左側には「¥」を記載し、算用数字を用いなければならない。
- (5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札書に記載した事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等を行った箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。

12 入札保証金

入札保証金は、えびの市財務規則第98条により、入札金額の1年間に相当する額の100分の5以上の額とする。ただし、えびの市財務規則第98条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

※入札保証金は、現金納付の場合、入札前に納付するものとし、入札終了後に還付する。

※落札者においては、えびの市財務規則第102条第3項に基づき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

※落札者が契約を締結しない場合は、えびの市財務規則第98条の2第1項に基づき入札保証金は市に帰属するものとする。なお、入札保証金を免除されているときは、入札金額の1年間に相当する額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければならない。

※入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

13 入札の中止等

天災、その他やむを得ない事情が発生した時、又は不正な行為等により公正な入札の執行ができない状態であり必要があると認めるときは、入札を延期、中止又は取り消す。

1 4 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。
 - ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であること。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札者が1者の場合でも、有効な入札として取り扱う。

1 4 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。

- (2) 契約保証金は、えびの市財務規則第99条により、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）1年間に相当する額の100分の10以上の額とし、契約締結までに納付しなければならない。ただし、えびの市財務規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

1 5 入札の無効

- (1) この公告において示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状が提出されていない場合の代理人による入札
- (3) 入札保証金を納付しない者の入札
- (4) 入札保証金の額が所定の額に満たない者の入札
- (5) 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名もしくは押印のない入札
- (6) 一人で2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一人で他人の代理もかねて参加した者の入札又は一人で二人以上の代理をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となる）
- (9) その他入札条件に違反した入札

1 6 その他

- (1) 入札の参加人数は、1事業者1人とする。
- (2) その他詳細は「えびの市指名競争入札共通事項書」及び「入札書類の記載方法及び注意事項」による。

1 7 問合せ先

えびの市議会事務局（えびの市役所本庁 3 階）

住所 〒889-4292 えびの市大字栗下 1 2 9 2 番地

電話 0984-35-3718（直通）

メールアドレス gikai@city.ebino.lg.jp